

(非公式訳)

投資委員会布告

第 3/2562 号

件名:サイエンスパークを科学及び技術区域として定める

仏暦 2557 年(2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名:投資奨励政策
および基準に引き続き、

仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 35 条の権限に基づ
き、投資奨励委員会は以下の 3 ヶ所のサイエンスパークを投資委員会が同意した追加の科学及
び技術区域に指定し、投資奨励ゾーンとして定めることを発布する。

1. 北部サイエンスパーク (チェンマイ県) タムボン・メーヒャ、ムアンチェンマ
イ郡、チェンマイ県。
2. 東北部サイエンスパーク (コーンケン県) タムボン・ナIMUMアン、ムアンコーン
ケン郡、コーンケン県。
3. 南部サイエンスパーク (ソンクラー県) タムボン・トゥンヤイ、ハートヤイ
郡、ソンクラー県。

仏暦 2562 年(2019 年)3 月 15 日より有効とする。

発布日: 仏暦 2562 年(2019 年)5 月 2 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長